

議第2号議案

つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年6月29日

提出者	つくば市議会議員	塩田 尚
賛成者	つくば市議会議員	塚本 洋二
	〃	大久保勝弘
	〃	木村倉ノ助
	〃	市川 三郎
	〃	埴 豊光
	〃	矢口 一雄

つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和62年つくば市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条，第5条関係）

区分	議員報酬月額	相当する職	費用弁償額
議長	465,000円	市長	2,000円
副議長	408,000円	副市長	
議員	380,000円	副市長	

附 則

この条例は，平成24年11月30日から施行する。